

平成14年 7月23日

お知らせ

刈草RDF製造車（試作機）によるデモンストレーション開催

～ 河川堤防等の除草作業で発生する刈草を有効利用！ ～

☆ 概要

河川堤防等の除草作業で発生する刈草は、これまで有効な利用方法がなく、大部分が野焼き（廃棄物処理法の改正により平成13年4月1日より原則禁止）や廃棄物処理場で処分されています。しかし、こうしたことは環境或いは処分にかかるコスト面からも早急な対応が求められており、刈草の有効利用に対する重要性は益々高まっています。

こうしたなか、国土交通省中国地方整備局では、(株)栗本鐵工所との官民共同により、多量に発生する刈草の有効利用を目的として、刈草を減容固化化(RDF)する装置[RDF製造車]、RDFを炭化する装置[炭化物製造車]の開発に成功しました。

つきましては、本開発の主旨を広く国民に理解していただきたく別紙要領にてデモンストレーションを開催をいたしますのであわせてご案内いたします。

※ 広島地区におきましては、平成14年7月18日（木）に記者発表を行っています。

☆ 問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 中国技術事務所 機械課
TEL 082-822-2340 FAX 082-823-1402

機械課長 こんたに 紺谷 まさのり 正紀 (内) 491

設計係長 きしちと 岸本 たからみ 孝文 (内) 492

はじめに

堤防等の点検や景観への配慮から、河川堤防等の除草作業を、年2回程度実施しています。この除草作業で発生した刈草は、これまで有効な利用方法がなく、その大部分が野焼きや廃棄物処理場で処分されてきましたが、廃棄物処理法の改正により、平成13年4月1日から原則として刈草等の野焼きが禁止になったこともあり、廃棄物処理場への依存度が高くなっています。

そのため、運搬費や処分費等のコスト増を招く結果となり、これらコストの低減を図るためにも早急な対応策を講じる必要性が生じています。

こうしたなか、国土交通省中国地方整備局では、(株)栗本鐵工所との官民共同により、多量に発生する刈草の有効利用を目的として、刈草を減容固形化(RDF)する装置[RDF製造車]、RDFを炭化する装置[炭化物製造車]の開発に成功しました。

現在、有効利用を目的として、河川浄化材や土地改良材としての調査を進めており、今後は、さらに幅広い分野での利用方法についても検討する予定です。

今後の展開

8月上旬までに、国土交通省中国地方整備局管内6ヶ所(米子、岡山、福山、三次、山口、広島)で、デモンストレーションを実施します。平成15年度以降、各工事事務所へRDF製造車・炭化物製造車の導入を予定しています。

1. 公開内容

デモ会場(別図参照)で、概要説明、実演を行います。

(1) RDF製造車

刈草を、減容固形化(RDF)するまでの一連の作業を実演します。

2. 日時：平成14年7月24日(木)14時00分から(約1時間程度)

3. 開催場所：岡山県邑久郡邑久町福中地先(干田川排水機場敷地内)

4. その他：小雨決行(延期の場合は、事前に連絡します。)

減容固形化(RDF)及び炭化物(炭)が製造されるまでの一連の流れ

